

⑤

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成30年9月19日付平企財収第18号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月19日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 永 田 政 弘

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成30年7月27日付平監発第16号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 契約事務について

《指摘事項①》

主管課における物品供給契約で、同日に消耗品を分割して発注しているが、分割して発注する合理的な理由が認められないもの（市民協働・男女参画推進課）

【措置等①】

小平市契約事務規則に則った契約事務の遂行を周知徹底するとともに、計画的に物品購入を行う。

《指摘事項②》

主管課における物品供給契約で、請書を半年以上遅れて徴取しているもの（市民協働・男女参画推進課）

【措置等②】

契約行為における請書の重要性を再確認するとともに、決裁時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」、「契約事務の最終チェックシート」を添付し、必要な書類に不備がないよう確認を徹底する。

《指摘事項③》

主管課における物品供給契約で、請書の日付、請書の納入期限、見積書及び納品書の收受印の日付並びに支出負担行為決議書に係る支出負担行為の日付が誤っているもの（文化スポーツ課）

【措置等③】

契約支払事務の適正な執行のため、決裁時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」を添付し、記載書類に不備がないよう確認を徹底する。

《指摘事項④》

主管課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータ提供に関する覚書の締結を行っていないもの（文化スポーツ課）

【措置等④】

契約事務の適正な執行のため、決裁時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」の添付を徹底し、契約書作成時に必要な書類に不備がないか再確認をする。

2 賃金支給事務について

《指摘事項①》

賃金の支給において、勤務時間の算定誤りによる未払い及び過払いがあるもの
(市民協働・男女参画推進課)

【措置等①】

タイムカードの確認を確実に行うよう徹底するとともに、勤務時間の計算において、手計算に加え、「勤務時間数計算用エクセル」を活用する等、複数の方法で確認する。

3 旅費支給事務について

《指摘事項①》

出張に当たって、出退勤システムにおいて上司の決裁を受けず出張し、旅費が支給されているもの
(産業振興課)

【措置等①】

出張前の出退勤システムへの入力を徹底し、上司の決裁を仰ぐとともに、月末には旅費請求書と出退勤システムの出張命令画面等を突合することを徹底する。

4 補助金等交付事務について

《指摘事項①》

事業計画変更承認申請の手続きによらず、追加交付決定しているもの (産業振興課)

【措置等①】

補助金交付の際には、担当係長、課長補佐及び課長が小平市事案決裁規程に基づいて内容を確認し、定められた決裁権者の決裁を仰ぐことを徹底する。

特に、変更承認の際には、変更前との全体額で決裁区分を判断することを徹底する。

5 備品管理事務について

《指摘事項①》

物品の所属換え手続きを行っていないもの (産業振興課<総務課>)

【措置等①】

指摘された備品については、速やかに所属換えの手続きを行った。今後は、登録備品の確認を確実にを行うとともに、管理については、会計課作成の「備品管理の手引き」を活用し行う。

以上